

# 緊急通行車両事前届出・確認手続き等フローチャート

※ 緊急交通路が指定された場合に同所を通行出来る車両

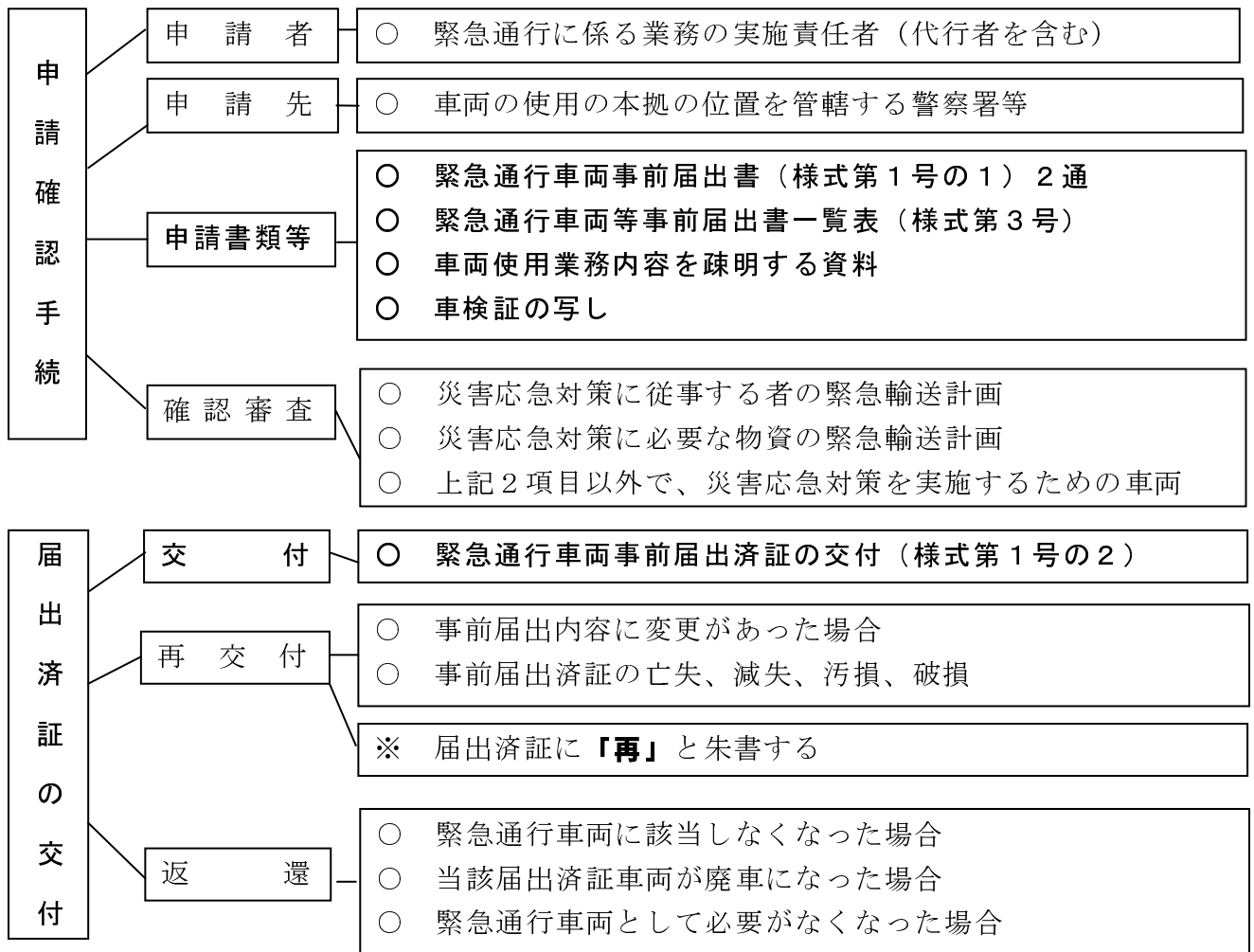
【確認標章の掲示必要】

- ◎ 緊急通行車両
- ◎ 事前届出対象の規制除外車両
- ◎ 事前届出対象外の規制除外車両

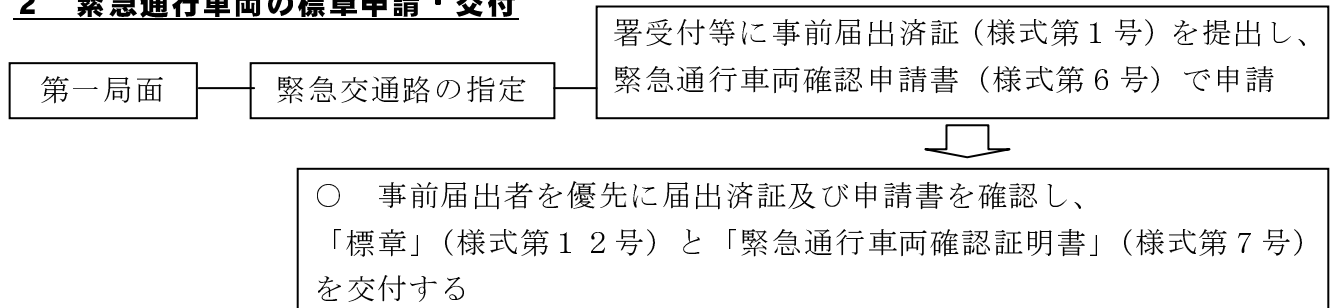
【確認標章の掲示不要】

- ◎ 緊急自動車（警察、消防・救急車）
- ◎ 自衛隊車両等（自衛隊、米軍、外交官等の特殊ナンバー車両）

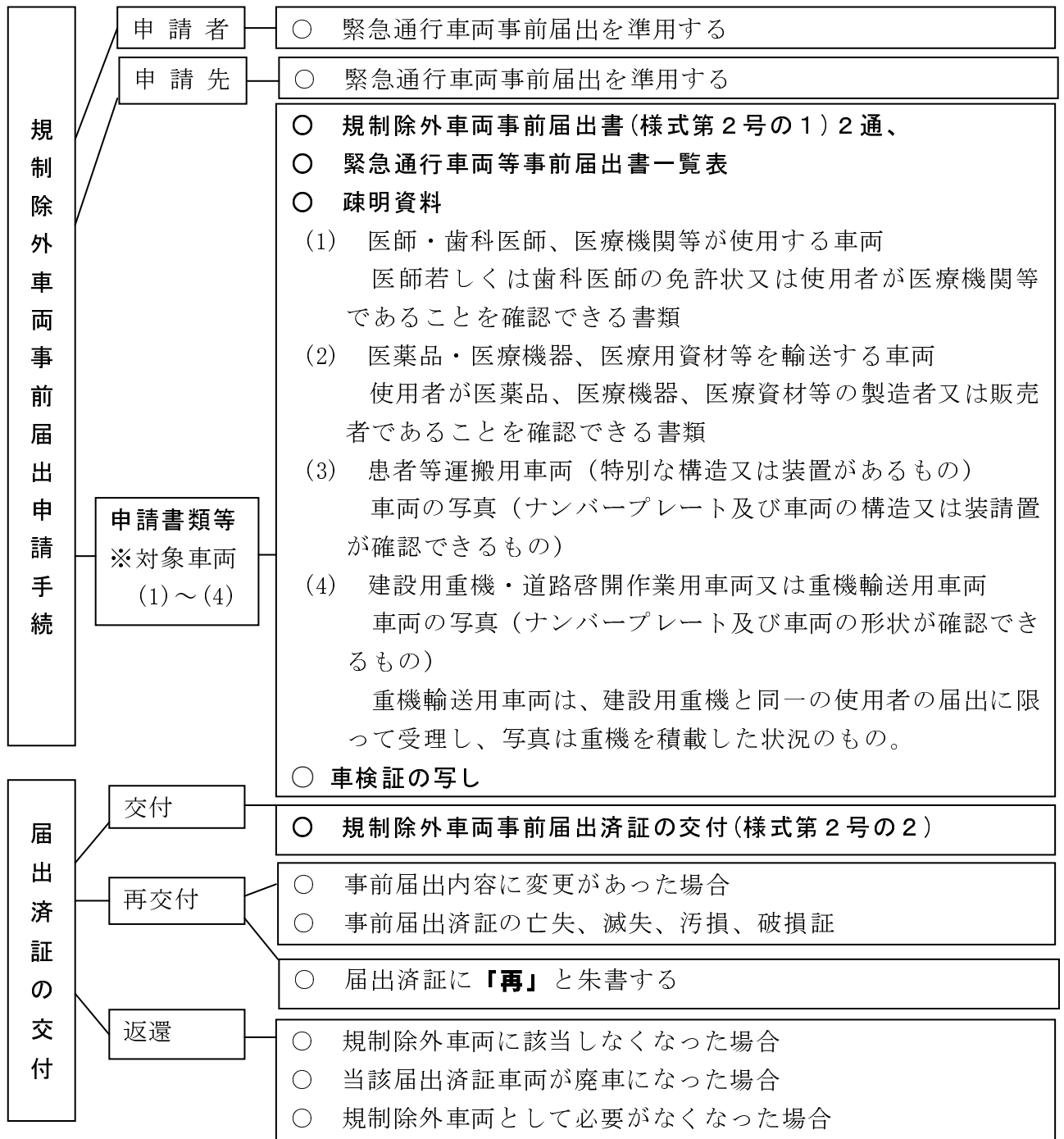
## 1 緊急通行車両の事前届出申請・届出済証交付



## 2 緊急通行車両の標章申請・交付

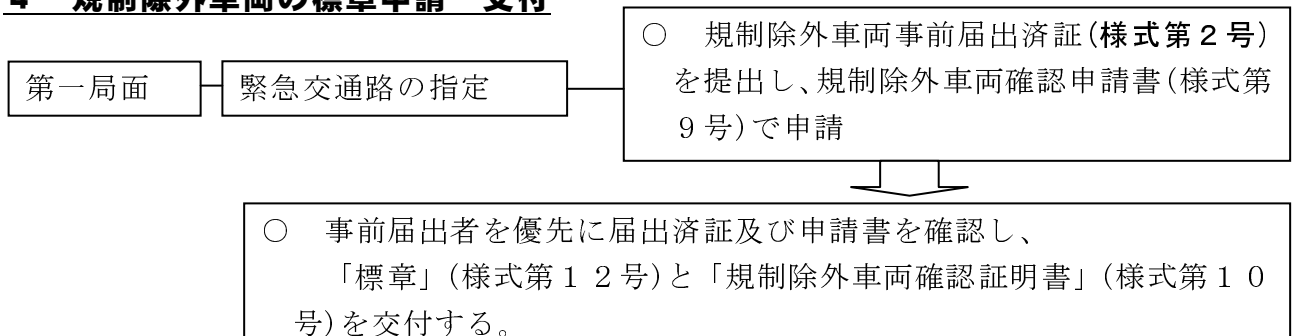


### 3 規制除外車両の事前届出申請・届出済証交付

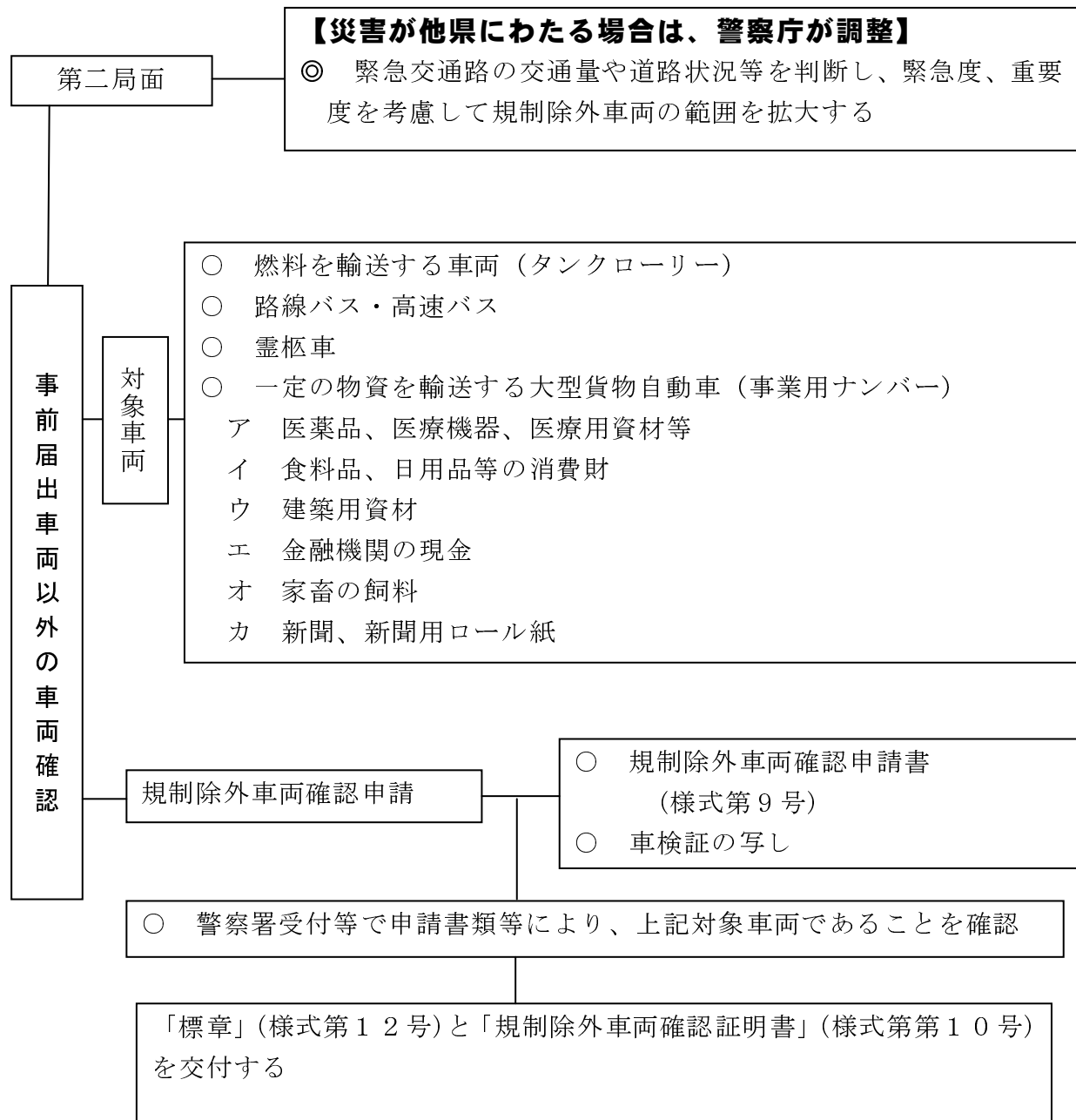


◎ 規制除外車両事前届出者が、県や市等の指定公共機関等との契約を締結した場合に緊急通行車両事前届出の対象となる

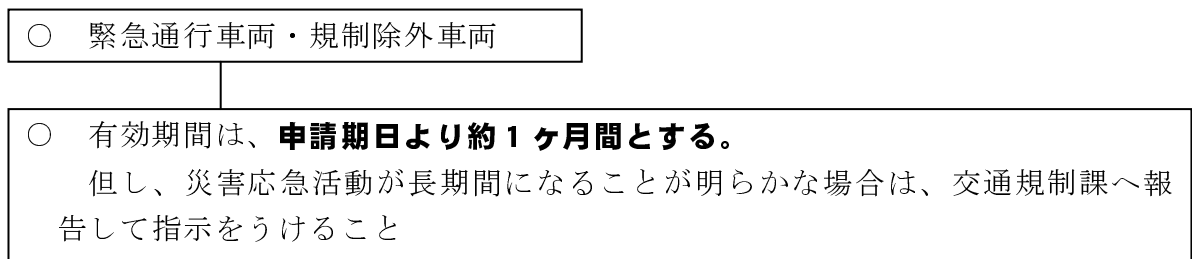
### 4 規制除外車両の標章申請・交付



## 5 事前届出車両以外の規制除外車両の標章申請・交付



## 6 標章の有効期間



## 7 緊急通行車両の該当車両

- 1 指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関）の保有車両
- 2 指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両
- 3 災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

### 災害対策基本法 第50条第1項

※ 防災計画等に基づき災害応急対策に使用する計画がある車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難勧告、又は指示
- イ 消防、水防その他応急措置
- ウ 被災者の救護、救助、その他保護
- エ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- オ 施設、設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防禦、拡大防止

### 大規模地震対策特別措置法 第21条第1項

※ 警戒宣言発令時において地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

- ア 地震予知情報の伝達、避難勧告、指示
- イ 消防、水防その他応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- エ 施設、設備の整備及び点検
- オ 犯罪の予防、交通規制、その他大規模な地震により地震災害を受けるおそれある地域における社会秩序維持
- カ 緊急輸送の確保
- キ 地震災害が発生した場合の食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生の措置、応急措置を実施するために必要な体制の整備
- ク その他地震災害が発生の防止、軽減を図るための措置

### 原子力災害対策特別措置法 第26条第1項

※ 原子力緊急事態宣言発令時において緊急事態応急対策を行う計画がある車両

- ア 原子力緊急事態宣言、その他原子力災害に関する情報の伝達、避難の勧告、指示
- イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集
- ウ 被災者の救護、救助その他保護
- エ 施設、設備の整備、点検、応急の復旧
- オ 犯罪の予防、交通規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序維持
- カ 緊急輸送の確保
- キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他応急措置
- ク その他原子力災害の拡大の防止を図るための措置

### 武力攻撃事態等において国民の保護のための措置に関する法律 第10条

※ 国民の保護に関する基本指針等に基づく措置、その他武力攻撃から国民の生命等を保護するための措置に使用される計画がある車両

- ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等
- イ 施設、設備の応急復旧
- ウ 保健衛生の確保、社会秩序の維持
- エ 輸送、通信
- オ 国民の生活の安定
- カ 被害の復旧